

## 戦後改革期における農地改革の実施過程

——岩手県を事例に——

佐藤 卓

(玉井研究会4年)

はじめに

### I 統計で見る岩手県の農地改革

- 1 改革による農地の移動
- 2 階層・戸数の変化
- 3 農地改革の限界

小 括

### II 岩手県農地改革の実施機関

- 1 知 事
- 2 岩手県農地部
- 3 県農地委員会
- 4 市町村農地委員会

小 括

### III 地主の抵抗

- 1 地主の没落
- 2 地主の抵抗とその代表例
- 3 『新岩手日報』が伝える地主の動向

小 括

### IV 小作農と農地改革

- 1 小作争議と戦前の小作農
- 2 農民運動の盛隆と衰退
- 3 小作制度の改革
- 4 『新岩手日報』が伝える小作農の動向

小 括

おわりに



## はじめに

占領期の日本において、「農地改革」は財閥解体、公職追放と並び、戦後改革の一つとして位置づけられ、農村民主化と食料増産の観点から全国各地で実施された。改革の成果については様々な見解があるが、当該改革がその後の日本の民主化、急速な経済発展に多大な影響を与えたことは衆目一致するところである。したがって、農地改革に関する既存研究は、立法過程に注目した研究、当該改革が農村社会や農家経済に及ぼした影響について農業経済学的観点から分析した研究など数多くあるが<sup>1)</sup>、農地改革の実施の内実、すなわち個々の地域(県、市町村)における実施状況に焦点を当てた研究は管見の限りあまり多くない<sup>2)</sup>。そこで本研究では、筆者の出生地である岩手県に注目し、同県における農地改革の実施過程を明らかにしたい。そもそも、岩手県は北東北に位置し、県民の半分以上が住む北上盆地には北上川が流れており、県内には北上高地と奥羽山脈が連続と連なっている。総面積は北海道に次ぐ広さであり、「日本のチベット」と称されるほど交通・情報網が未発達な地域であった。

戦前、県民の多くが農業に従事していた岩手県は「日本一封建制が強い地域」と称され、刈分制度<sup>3)</sup>・名子制度<sup>4)</sup>と呼ばれる特殊な小作人支配制度が確立されていた。したがって、地主の力は計り知れないものがあり、農地改革を実施する過程において多くの困難が立ちはだかったのである。そのような状況下で、岩手県はどのように改革を実施したのか、そして、改革の前後を通じていかなる変化があったのかを以下の手順に沿って考察していきたい。まず、第I章では改革前後のデータを分析し、岩手県における農地改革の実績を数字上から把握する。第II章では県内で改革を主導した人々や機関に焦点を当て、それぞれが改革において果たした役割について考察し、第III・IV章では地主と小作人という改革の当事者に注目して、相反する立場にあった彼らの動向について検討を加えていきたい。

## I 統計で見る岩手県の農地改革

農業立国の岩手県にとって、農地改革は旧来の封建的な農村社会を一掃する「農村改革」でもあり、結果、多くの小作農が自作化し、農業経営安定の条件を与えた。本章では改革前後の農地の移り変わり、地主・自作・小作各階層<sup>5)</sup>の変

動、農家戸数の変化をみることによって、本県の農地改革が具体的にどのような結果に辿り着いたのか、その実態に迫ってみたい。なお、米と商業的畑作との複合農業が支配的な北上川流域地域と、刈分制度、名子制度が残存し自給的性格の強い畑作と林業が支配的な北上高地、奥羽山脈に広がる山間部の間では改革のあり方が異なっていたが<sup>6)</sup>、本研究では両者の区別はしないこととする。

## 1 改革による農地の移動

まず、改革の前と後で自作比率にどのような変化が見られたのか言及しておきたい。昭和20年11月23日当時、岩手県下の農地総面積127,777町歩<sup>7)</sup>の内、自作地は83,583町歩、小作地は44,194町歩であり、小作地面積が全耕作面積の約35%を占めていたが、昭和30年には全耕地128,924町歩の内、自作地は119,344町歩で全体の約92%、小作地は9,580町歩で全体の約7.4%を占めるようになり、小作地の割合は急激に減少したのである(表1)。

続いて、岩手県内における農地買収の推移について概観したい。昭和27年までの自作農創設特別措置法による農地買収実績は29,847町歩であったが、その内の90%以上は昭和22年～23年までの時期に集中している。昭和27年10月27日の農地法施行後も農地買収は続いたが、あくまでも農地買収の山場は昭和22年～23年の間であった(表2)。また、東磐井郡、気仙郡、上閉伊郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡などの刈分・名子制度が行われていた地域では、他の地域よりも遅れて、昭和23年以降から本格的に農地買収が始まったことがわかる。刈分・名子制度がない地域に比べて地主勢力の強い地域での農地買収は予定通りには進まず、昭和22年～23年以降も積極的に行わなければならなかったのである。

## 2 階層・戸数の変化

前節では農地改革が岩手県の土地制度にどのような影響を与えたのかを数値の変動を見ながら考察したが、本節では改革によって地主・自作・小作の各階層がどのように変化したかを各階層の戸数の移動を踏まえて考察したい。

表3からも分かる通り、改革以前において自作兼小作、小作兼自作、小作は全体の60%であり、地主の支配が強かった。しかし、改革後には自作兼小作、小作兼自作、小作が20%へ大幅に減少し、80%が自作農として自立した(昭和24年時点でおおよそ自作農66%、小自作22%、小自作6%、小作5%)。また、従来小作地を抱える農家は小作料として収穫物の約半分を地主に取られ、生活に必要な必要



表1 改革による自小作別耕作面積の変化

自小作別耕作面積(単位:町)				
区分	総面積	自作地	小作地	備考
農地改革前	127,777 (100%)	83,583 (65.4%)	44,194 (34.6%)	昭和20年11月23日 (農地解放実績調査による)
農地改革後	128,924 (100%)	119,344 (92.6%)	9,580 (7.4%)	昭和30年10月31日 (小作地所有状況一斉調査による)

出典) 岩手県農林部農政課「農地改革十年の歩み」(1955年12月)11頁。

表2 各市郡別の農地買収面積

	市郡別農地買収面積実績表(単位:町)						
	昭和22年	23年	24年	25年	26年	27年	計
盛岡市	436.2328	306.4125	56.1204	22.2512	9.4914	3.0114	833.5317
宮古市	29.1660	33.8314	15.0518	3.1515		0.2906	81.4924
一関市	367.1201	88.7912	11.7324	6.9012	2.2705	0.3250	476.8624
釜石市	3.6007	8.1820	1.9610				13.7507
岩手郡	2,588.3908	1,249.6315	202.4811	105.7712	11.0109	41.2807	4,198.5801
紫波郡	1,845.7710	1,153.1107	95.9505	23.8410	5.7613	8.4012	3,132.9427
稗貫郡	2,120.0523	639.2726	77.2800	45.2723	7.2812	1.7402	2,890.8201
和賀郡	1,269.2721	930.4704	149.9513	82.0820	26.6613	12.9916	2,476.4427
胆沢郡	1,982.0626	1,331.4804	150.4513	59.6402	12.0000	12.4129	3,548.0613
江刺郡	71.4618	480.9712	56.3824	26.7728	4.8426	1.7209	1,302.1802
西磐井郡	1,109.3508	613.6118	77.6218	22.0809	3.3929	5.4013	1,832.4805
東磐井郡	894.1105	597.0306	100.3810	23.5506	1.5301	8.1921	1,614.8019
気仙郡	443.6660	278.8727	27.7224	24.9924	7.4709	9.4016	792.1418
上閉伊郡	908.5926	358.1016	60.8119	25.5015	3.4019	2.2021	1,358.6326
下閉伊郡	887.6608	389.7417	85.1807	23.1415	1.0026	6.1610	1,392.9023
九戸郡	902.0526	586.6316	113.9311	40.9721	8.0527	6.4400	1,658.1016
二戸郡	1,153.8017	748.5026	235.6207	41.9404	14.4205	49.4614	2,243.7826
県計	17,662.4303	9,794.7010	151.8680	582.9203	119.6408	169.1905	29,847.5706

出典) 岩手県農林部農政課「農地改革十年の歩み」(1955年12月)8頁。

※北上市、花巻市、水沢市、大船渡市、陸前高田市、遠野市、久慈市のデータは不明。

表3 改革前後における自小作別農家戸数の変化

区分	自小作別農家戸数					備考
	自作	自作兼小作	小作兼自作	小作	計	
農地改革前	44,085 (40%)	24,704 (23%)	18,393 (17%)	22,460 (20%)	109,642	昭和21年4月16日 (農地解放実施調査による)
農地改革後	97,846 (80%)	19,303 (15%)	4,165 (3%)	2,947 (2%)	124,261	昭和30年2月1日 (冬季調査による)

出典) 岩手県農林部農政課「農地改革十年の歩み」(1955年12月)11頁。

表4 自小作別農家の割合とその増減

(単位:%)

階層別 経営規模	自小作別農家の経営規模とその増減									
	貸付地所有農家		自作農		自小作農		小自作農		小作農	
	昭和 21年	昭和 24年	昭和 21年	昭和 24年	昭和 21年	昭和 24年	昭和 21年	昭和 24年	昭和 21年	昭和 24年
5反未満	0.5	0.2	10.3	14.5	3.3	3.9	2.8	2.2	8.8	3.1
5~10反	0.6	0.3	9.5	16.7	6.1	8.3	5.2	2.5	5.7	0.6
10~15反	0.6	0.3	8.4	15.2	6	6.6	4.5	1.1	3.1	0.2
15~20反	0.6	0.3	5.7	10.2	3.8	3.2	2.6	0.3	1.5	0.1
20~30反	0.7	0.2	4.1	7.3	2.3	1.3	1.1	0.1	0.6	
30~50反	0.2		0.9	1.2	0.3	0.1	0.1		0.1	
50反以上										
計	3.2	1.3	38.9	65.1	21.8	23.4	16.3	6.2	19.8	4

出典) 岩手県「本県農家の統計的分析」(1951年8月)10頁。

表5 農家戸数と耕地面積の指数比較

	昭和13年	昭和16年	昭和21年	昭和24年
農家戸数	100	101	104	113
耕地面積	100	107	96	101

出典) 岩手県「本県農家の統計的分析」(1951年8月)21頁。

生産物でさえ搾取されてきたのであったが、小作料は金納制で定額固定化され、耕作権も保障されたので、小作農の地位は大きく改善された。ただし、改革後の農家戸数を見てみると改革前より増えており、昭和24年3月までに農家が8,624戸新設されることになった。かかる主な要因は、戦地からの復員・引揚者の急増であり、本県農家の零細化の主な原因となったのである<sup>8)</sup>。

次に、改革が農家の経営規模にどのような影響を及ぼしたのかを考察してみる(表4)。小作農の減少と自作農の増加は先ほど言及したが、小作農、小自作農という特に弱い立場にあった階層が前者は19.8%から4%、後者は16.3%から6.2%へと減少し、一方、自作農は38.9%から65.1%へと26.2%も増えている。そして、増加した自作農の経営規模を見てみると5反~20反規模の農家が飛躍的に増加しており、増加した自作農の約85%がかかる規模の農家であった。また、昭和24年における5反~20反規模の農家の割合は全体の約89%になっていることから、農地改革の影響を最も直接的に受けたのが地主、小作農を合わせた5~20反規模の農家であるということがわかる。土地を細分化することにより小作農の自立の道は開けたが、本県農家の零細化に歯止めをかけることはできなかった。



### 3 農地改革の限界

これまで述べてきたように農地改革によって土地の再分配が行われ自作農化が進んだものの、農家一戸あたりの農地面積が小さい、いわゆる農業規模の零細化という問題が浮上したのである。表5を見てもわかる通り、昭和24年時点で農家戸数が増加しているにもかかわらず耕地面積は増えておらず、昭和21年に10.7反であった一戸あたりの平均耕作面積も昭和24年には10.4反にまで縮小したのである<sup>9)</sup>。さらに、昭和24年に行われた岩手県農家経済調査によると、2町歩以上の耕作地を持つ農家は黒字になっており<sup>10)</sup>、改革後も約90%近くの農家が土地を手に入れたにもかかわらず赤字経営をせざるを得ない状況だったのである。

また、山林の解放が改革の対象から外され、全国国有林野の3分の1を有する本県において大きな痛手となった<sup>11)</sup>。これは、国の方針自体が林野を農地改革の対象から外したので、本県の農地改革が失敗したということではできないかもしれないが、岩手県のように山林を多く抱える県にとって、山林に依存する小作農の自立する道を作れなかったという点で問題となった。さらに、これら山林を除外したことにより、山林を保有している地主は県北を中心に依然健在だったのである<sup>12)</sup>。

#### 小 括

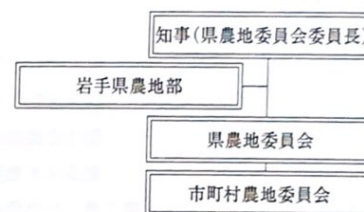
本章では農地改革前後のデータを比較して、岩手県における農地改革がどの位の規模で行われたのか全体像を把握し、以下のことを明らかにした。第一に、岩手県では刈分制度・名子制度と呼ばれる小作人支配体制が続いたものの、農地改革の結果、34,000町歩の小作地が自作化され、自作農自体の割合も40%から2倍の80%にまで増加し、改革前に比べると小作農の地位は根本的に改善されたのである。第二に、改革によって岩手県内小作農の地位は飛躍的に改善されたが、農家戸数の増加により、一戸一戸の農業の規模が小さくなりすぎて農業だけでは生活できなくなる零細化の問題が新たに生じた。この問題を打破するためにも国有林の解放が望まれたが、山林の解放は対象外とされたのである。

## II 岩手県農地改革の実施機関

前章では、岩手県の農地改革が農民の自作農化を促したことを明らかにしたが、

かかる改革を成功させるためにどのような組織、機構が改革の推進力となったのだろうか。本章では、岩手県における農地改革の遂行に携った知事、岩手県農地部、県農地委員会、市町村農地委員会について各々検討を加えたい。これら機関の指導系統を表したのが図1である。

図1 岩手県農地改革指導系統



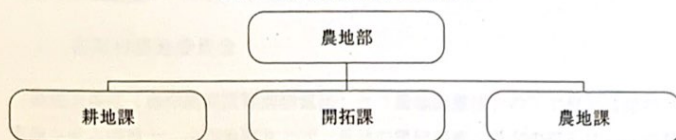
### 1 知 事

知事は、岩手県における改革の旗振り役として県農地委員会の会長を務め、小作地取上げ(地主が小作人から土地を取り上げること)の許可、不許可など重要な議案の最終決定権を有していた<sup>13)</sup>。改革時の知事は国分謙吉であったが、ここで彼の経歴について少し紹介したい。国分は戦前に県議を1期務めたほか、施設農場を設立して県内農業の育成に尽力した。そして、昭和22年4月の岩手県知事選挙で岩手県初の民選知事となり、知事を2期務めたのである(在任:昭和22年4月12日~30年4月29日)。知事在任当初は食糧難の時代であり、「第一の仕事は県民の食生活の安定」であると認めた国分は、農産物の生産増強に力を入れ、自ら農村を行脚して指導督励にあたった。その結果、米の消費県から自給県へ、自給県から生産移出県へと飛躍的な発展を遂げたのである。さらに、米作の増産による自給体制の確立、乳牛導入などの畜産の推奨、北上川水系の治水開発、大迫町でのブドウ栽培の奨励など農業を基本とした政策を実施し、農業立国岩手の礎を築いたのである。

以上のように、国分は県内初の民選知事、そして「農民知事」として県民に広く受け入れられ、2期8年に亘って岩手県政を担ったのである。しかしながら、農地改革に関して国分知事は必ずしも意欲的な態度ではなかった。昭和22年9月、国分知事が委員会にほとんど出席せず、委員会事務局を整備しないことに対しての不満が表出し、県農地委員会が当委員会の会長でもある国分知事に不信任案を提出するか否かを議論する緊迫した事態に至ったこともある<sup>14)</sup>。結局、この問題は知事が県農地委員会側の要求を呑むという形で収束したが<sup>15)</sup>、「農民知事」として県民からの支持を集めていた国分が農地改革に積極的でなかった事実は注目に値する。国分知事は農業を政策の第一に置き、食糧増産には強い関心を示し



図2 岩手県農地部の組織図



様々な施策を実行したが<sup>16)</sup>、農地改革については、合法的な土地取上げの決定権など大きな権限を持っていたにもかかわらず、特段の関心は示さず、県農地委員会の会長として手腕を発揮することはなかったのである。

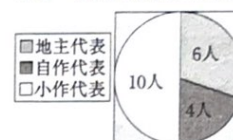
## 2 岩手県農地部

昭和21年11月18日、県庁内に市町村農地委員会を指導監督する農地部が発足した。農地部は図2のように3つの課によって構成された。

耕地課は土地改良事業、耕地整理、災害復旧事業の3事業、開拓課は墾地に関する開拓事業を担い、農地課は未墾地を除く農地調整関係、農地改革に伴う自作農創設事業を担当した<sup>17)</sup>。特に農地課の農地改革に対する影響力は大きく<sup>18)</sup>、農地委員会が改革を実行する実働機関とすれば、農地部は岩手県全体の改革を立案し、当該委員会に対して指示、命令できる最高機関であった。さらに、農地部は県内各地に地方事務所農地課を設け、改革実施のための機構の整備と人材の登用に万全を期した。改革後期の昭和24年頃になると財政難により農地の買収が遅れがちになったもの<sup>19)</sup>、農地部は第三者の立場から各農地委員会を一つに束ね、改革を断行したのである。

かかる役割を担う農地部に対しては県下農民の信頼も厚く、とりわけ、農地課課長の丸山豊春<sup>20)</sup>の動向は度々注目された<sup>21)</sup>。丸山は農地課課長に就任する以前小作官を務め、県内各地で農地改革の必要性を説くなど本県農地改革遂行上の中心の人物であった。したがって、『岩手県農地改革史』によれば、丸山は「岩手の農地改革を比類なき情熱をもって推し進め、また岩手の農民運動を鼓舞激励した人物として評価されている<sup>22)</sup>。以上のように、県農地部は本県における農地改革遂行上のいわば大黒柱的存在であり、地主の絶え間ない攻勢が続く中で、行政的に強い指導力を持った農地部が存在したからこそ、曲がりなりにも改革を断行できたのである。

図3 県農地委員会の構成



## 3 県農地委員会

県農地委員会は末端の市町村農地委員会の上部機関であり、会長である知事を筆頭として県全体の農地改革を指導監督し、市町村農地委員会が機能しない場合にはこれに代わって直接改革を実施する権限を持っていた。県農地委員会は、地主側6名、小作側10名、自作側4名の計20名と農林大臣が選任した5名乃至10名の中立委員から構成された(図3)。中立委員以外は市町村農地委員の互選であり、県農地委員会の会長は知事が務めた。昭和22年2月20日に実施された第1回県農地委員会選挙では委員の大半を日本農業組合系(以下、日農系とする)が占め<sup>23)</sup>、その活動は全国的に目覚ましいものであった。本県農地委員会の主唱により東北六県の協議会が設置され、さらに当委員会は全国協議会の創設にも尽力した<sup>24)</sup>。両協議会は主に農地委員会の予算獲得を目的とした陳情活動を行っていた。全国協議会の副議長、東北協議会会長には本県の日農系委員である小原正嘉氏が選ばれ、その他の役員も本県の日農系委員で占められたのである<sup>25)</sup>。

では、以上のように日農の影響力が強い県農地委員会は、どのような役割を果たしていたのだろうか。第一は、国との折衝である。昭和24年2月に農地課長の丸山氏を先頭に、国有牧野77,000町を解放させるために大挙上京し、農林大臣、林野局長官と交渉を行い、後に34,000町歩の国有牧野を解放に導いた<sup>26)</sup>。また、零細化の問題を解消するために既存の農地を倍に広げる活動を展開し、既存の耕作地10万町歩に加え、官私林野を10万町歩解放して農民の平均耕作地を2町歩にするために積極的に国に働きかけた<sup>27)</sup>。第二に、市町村農地委員会の事務を代行し、直接農地改革の執行に関わったことである。県内の山間部、沿岸部では地主の勢力が圧倒的に強く、かかる事態に対して改革に逆行する動きが多く見られた。市町村農地委員会が職務を全うできないケースも生じ、これに代わって県農地委員会が直接改革を行うことになったのである。権限代行事務を行うにあたっては、農地改革の趣旨徹底、一筆調査などの基本調査を行い、さらに、その地域の政治勢力との抗争に直面しなければならなかった<sup>28)</sup>。県農地委員会が市町村農地委員会を代行した件数が日本一であったことから理解できるように<sup>29)</sup>、当機関が末端機関を補う強力なバックアップ体制を備えていたこと、国や県と末端の市町村農地委員会を繋ぐパイプ役を果たしていたことは岩手県における農地改革を円滑



に進める原動力の一つとなったのである。

#### 4 市町村農地委員会

農地改革は「自作農創設特別措置法」と「農地調整法」の下で農民自身の手で実施させる建前上、小作地取り上げ、農地の買収売渡などの事務について最初に審議や決定を下す権限は、地主側3名、小作側5名、自作側2名の計10名で構成される市町村農地委員会に委ねられていた<sup>30)</sup>。

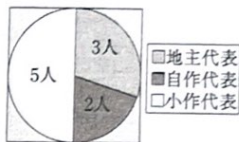
当該委員会の委員は、地主、小作、自作各階層ごとの選挙によって選ばれた。昭和21年12月20日に行われた第1回市町村農地委員選挙では、小作階層から1,155人、地主階層から693人、自作階層から462人が当選した<sup>31)</sup>。当選者の半数が小作農であり、特に全体の38%を純小作農が占めたという事実は、彼らが初めて農地改革を通じて村政に参与する機会を得たという意味で歴史的意義があった。しかし、会長の職は全体の47%を地主が押さえ、数的に最も有利であった小作代表の会長は全体のわずか17%に留まったことから<sup>32)</sup>、地主勢力が改革の実施機関においても優勢を保ったことが明らかになった。

市町村農地委員会はその担当地域の改革実施機関であり、世間の注目度も非常に高かった。昭和21年12月11日と18日の『新岩手日報』は、社説で農地委員の選挙に際して市町村農地委員の重要性を説き、農村民主化のためにも地主に屈さない委員を選出するように呼びかけた<sup>33)</sup>。また、地主と共謀する委員会を厳しく糾弾したり<sup>34)</sup>、委員会が予算不足で十分に活動ができない状況を懸念して逸早く国や県に補助を出すよう呼びかけたりするなど<sup>35)</sup>、市町村農地委員会に関する記事に事欠くことがなかったのである。しかしながら、市町村農地委員会は法律に詳しくない各階層の農民で構成され、しかも、利害相反する当事者同士の権利関係を決定し、所有権を根こそぎ強制買収するという職責を担っていたため、同じ市町村内で互いに顔見知りであるという状況の中、改革を断行することは人間関係の複雑さも相まって困難を極めたのである<sup>36)</sup>。こうしたこともあり、県では農地改革施行直後に各地方の市町村農地委員に対して法律の趣旨普及に関する講演会を開催し、要望のあった市町村農地委員会の求めに応じて様々な指導を行ったのである。

一方、県下各市町村において各々農地委員会が農地改革を実施したが、その運営状況を見ると選ばれた農地委員の思想、性格の反映や、その市町村独自の社会状況、農民運動の強弱、ひいては地主勢力の強弱が影響して、各委員会が個性あ

る道程を辿って改革を実施したことがわかる<sup>37)</sup>。最も典型的な事例は、自ら率先して農地改革を実施し、優良農地委員会として国や県から表彰された胆沢郡姉村農地委員会や下閉伊郡小川村農地委員会などである<sup>38)</sup>。その反面、農地買収面積が予定の1割にも達せず、再三県から指導を受け、結局県農地委員会に権限代行された下閉伊郡津軽石村農地委員会や、委員会が地主勢力に乗っ取られ、委員自身が小作地の取上げに奔走するなどしてリコールされた気仙郡小友村農地委員会などが存在したのである<sup>39)</sup>。

図4 市町村農地委員会の構成



#### 小 括

本章では岩手における農地改革を担った様々な機関について考察し、以下のことを明らかにした。本県の農地改革は農地部が練った計画の下、知事を筆頭にする県農地委員会、末端の市町村農地委員会が実施した。県農地委員会の会長でもある知事の農地改革に対する関心は低く、影響力も小さかった。市町村農地委員会は改革の実施機関であったが、必ずしも完全に機能しているとは言えなかった。ただし、その場合には県農地委員会が代行するなどバックアップ体制は充実していたのである。県農地委員会は前述の役割に加え、国や県との折衝や権限代行など実に幅広い職務を担った。以上のことから、本県の農地改革は、県農地委員会が市町村農地委員会を支え、強力な農地部の行政的指導が存在したことからこそ成功したといえることができる。

#### Ⅲ 地主の抵抗

前章で述べたように、岩手県は当時「日本一封建制の強い地域」と呼ばれ、地主が県内で強い影響力を誇示していた。ところが、農地改革によって地主の利益は脅かされ、地主たちは様々な手段を講じて抵抗した。現に、本県の地主が国及び県を相手として提訴した行政訴訟件数は大阪に次ぎ全国第2位、県農地委員会が市町村農地委員会の事務を代行して改革を執行した件数は日本一という数字が物語っているように本県の地主は農地改革に真っ向から立ち向かったのである。本章ではこのように厳しい状況に追い込まれた本県の地主たちが如何なる行動を



表6 岩手県の大地主の一例 昭和26年調査(単位:町)

氏名(地域)	職業	田	畑	合計
瀬川彌右衛門(花巻)	農業	224.2	45.7	269.9
小田島五郎(浄法寺)	農業・酒造	72.1	178	250.1
佐藤清右衛門(盛岡)	農業	149.5	87.2	236.7
盛合光蔵(津軽石)	農業・酒造・金融	15.6	207.2	222.8
佐藤良平(掇沢)	農業・金融	112.5	73	185.5

出典) 岩手県農林部農政課「農地改革十年の歩み」(1955年12月) 67~69頁より筆者作成。

起こしたのか検討していきたい。

### 1 地主の没落

本県で10町歩以上の土地を持っていた地主は改革前で703名おり、彼らは自作をせず小作料だけで生活することが可能だった。彼らの所有する耕地は16,820町歩で、全耕地の12%を占めた。これらの耕地は主に小作人に貸していたが、小作人一人当たりの耕作面積は僅か5反5畝という零細な規模であった。地主の中でも、50町歩以上保有する大地主は昭和20年当時71名存在した(表6)。彼らの職業の大半は農業となっていたが、ほとんどは職業に関係なく貸金業を営み、不況の際の抵当流れによって土地を増やしていった。昭和25年の大地主調査の際、申告した40人の大地主について見てみると、土地の平均所有は田、35町2反3畝、畑が29反8畝で合計65町歩平均となっていた。その宅地面積は平均5,500坪、山林原野の平均所有は560町七反であった。しかし、農地改革の結果、改革前と比べて耕地は30分の1、宅地は半分、山林原野は4分の1にまで激減し、大地主は経済的な大打撃を被ったのである<sup>40)</sup>。

では、農地改革は地主に如何なる影響を与えたのだろうか。農地を買収されたことによって土地を失った地主たちは財産税など巨額の諸税納入に苦しみ、山林や宅地の売却によって資金をやりくりしていたようである<sup>41)</sup>。かかる地主の中には新しい事業に着手する者もいれば、そうでない者も存在し、後者はかつて大地主であったという面影がなくなり没落していったのである<sup>42)</sup>。また、土地だけではなく農村での影響力も失い、日々世間の冷ややかな視線を受けながら生活を送らなければならず、農地改革は地主から富や財だけではなく、権威や人間らしい生活さえも奪っていったとも言える。以上のように、農地改革によって地主は経済的にも社会的にも厳しい状況に追いやられたのである。

表7 年次別小作地取上げ申請処理状況(昭和22~30年10月30日)

年次	申請件数	持越件数	処理件数	許可件数	不許可件数	許可%	未済件数
昭和22	1,958		1,725	505	1,220	29	233
23	2,385	233	1,961	946	1,015	48	657
24	1,155	657	1,708	891	817	52	104
25	831	104	856	546	310	63	79
26	866	79	843	550	293	65	102
27	826	102	897	662	235	74	31
28	1,270	31	1,051	684	367	65	250
29	1,683	250	1,557	1,040	517	67	376
30	1,412	376	998	707	291	71	790

出典) 岩手県農林部農政課「農地改革十年の歩み」(1955年12月) 13頁。

### 2 地主の抵抗とその代表例

#### (1) 小作地取上げ

農地改革によって地主はそれまでの富や権威を一気に失ったが、だからといって無抵抗で土地を取られていたわけでもなかった。終戦直後、他の農民と比べて情報を早く入手することが可能な地主たちは、農地改革の実施を察知して小作地の取上げに狂奔した<sup>43)</sup>。農地改革によって、地主の小作地は一定の保有地を除いて買収され、残った小作地の小作料もそれまでに比べれば格安に改められるため、地主たちは小作地の取上げを行ったのである。とりわけ、第2次農地改革が施行されるまでの、法整備が整わない昭和20年~22年前半期に盛んであり、推定1万件もの小作地取上げが行われた<sup>44)</sup>。これら小作地の取上げに積極的だったのは中小地主であったが、一方の大地主は、小作地を小作人の所有欲に乗じて高価格で売りつけ、自作農創設維持補助規則に基づいて国からも報奨金を得ていたのである<sup>45)</sup>。

改革が実施段階に入った昭和22年後半以後、知事に許可申請を提出して、合法的に小作地を取上げようという地主の動きが活発になった<sup>46)</sup>。昭和22年~24年までの3年間で最も申請の多い時期であり(表7)、この期間にはまた、農地改革による農地買収、売り渡しが最も盛んな時期でもあった。当該期において地主たちは農地を買収される一方で、活発に小作地の取上げを行っていたのである<sup>47)</sup>。小作地取上げの理由は、一時貸借、病氣回復、分家など様々なものであったが、実際の理由は、小作料が定額金納制になったことで、小作させることが農地改革前の物納で得た収益と比べて、著しい不利益を被るからに他ならなかったからで



ある<sup>48)</sup>。

次に、取上げの許可申請状況を見てみると、その許可率は年を追って高くなっていることがわかる。改革が一段落ついて目標を失った農民運動が衰退したことにより、小作人が地主の攻勢に屈して、表面上返還に同意する旨を明確に意思表示する傾向が多くなってきたためである<sup>49)</sup>。こうした小作地の合法的取上げにより、昭和22年から昭和30年10月までにおいて、取上げた件数は6,531件で、その面積は773町6反歩まで達したのである。

## (2) 訴訟

農地改革の本格的な実施に伴い、被害を最小限に抑えようとする地主の抵抗が表面化し、訴訟行為という法的手段に訴えるケースが続出した。岩手県で発生した行政訴訟件数は大阪に続いて全国2番目の件数であり、地主は法廷の場を借りて農地改革に抵抗したのである。訴訟の大半は地主によって提起され、主として国、県知事、県農地委員会、市町村農地委員会を相手どり土地買収に対するこれら行政処分の取り消しを求める内容が大部分であった<sup>50)</sup>。また、これらの訴訟と共に行政処分の取り消しに伴う損害賠償請求も行われた。その他、小作地取上げに対する行政処分の取り消し等を理由とする訴訟も提起されたが、その件数は少数であった。昭和22年度の改革初期段階においては、買取価格を不服とする訴訟件数も多く提起されたが、この種の訴訟は、昭和23年11月8日に盛岡地方裁判所の判決による地主側の敗訴を境に影を潜めた<sup>51)</sup>。また、全国に率先して昭和23年に二戸郡の地主が結束して土地買取価格を不服とする訴訟を起こした事件は、地主の組織的な攻勢を示すものとして世間の注目を浴びたが、結局これも地主側の敗訴に終わった<sup>52)</sup>。訴訟提起の年度別傾向を見ると昭和23年から昭和24年にその多くが集中した。小作地取上げと同様、農地買収に対する反動が生じたのである。

訴訟が行われた地域は県内全域に及んだが、盛岡市を除いては二戸郡、九戸郡、

表8 地域別年次別行政訴訟提起状況

地域	盛岡市	宮古市	一関市	岩手郡	紫波郡	稗貫郡	和賀郡	胆沢郡
昭和22年	4		1	3		2	1	
23	14		5	11	1	9	1	
24	6			3	1	7	5	2
25	8	2		1	2	4	3	
26						1		

出典) 岩手県農地改革編纂委員会『岩手県農地改革史』(1954年3月) 238頁。

上閉伊郡、下閉伊郡、稗貫郡、東磐井郡などの地域に多くみられた。これらの地域は、刈分制度、名子制度が行われていた地域であり、もともと、特に地主の支配が根強い地域だっただけに、改革に対する反発が地主たちの間で高まっていたのである<sup>53)</sup>。

## 3 『新岩手日報』が伝える地主の動向

これまで、農地改革に対する地主の言動について論じてきたが、事実上の県民紙であった『新岩手日報』が地主についてどのような見方をしていたのかを検討する。本県は農業に携わっている人々が多いために、農地改革に対する関心も高かったようで、これらに関する記事も相当数見受けられた<sup>54)</sup>。地主に関しては、不正をはたらいた地主を非難するものや、改革によって窮地に立たされた地主の現状を伝える内容の記事等様々なものが存在した。例えば、昭和21年8月11日付の記事<sup>55)</sup>では「悪地主跡たず」の見出しで小作料を物納させようとした地主を糾弾し、昭和23年2月14日付の記事<sup>56)</sup>は「激化の地主攻勢」という題で、本県地主の改革に対するさまざまな抵抗策を紹介し、本県農家が地主の反撃を許さないように気を引き締めることを広く呼びかけた。地主に関する記事の大半はこの種のもので多く、一部の例外を除き<sup>57)</sup>、総じて地主の印象は悪かったのである。昭和24年1月8日付の記事<sup>58)</sup>では、土地買上げ価格があまりに安すぎるとして地主が県知事を訴えた件に触れ、地主の行動を一喝している。当記事では地主が日本の民主化を阻む悪者の如く取り扱われ、農地改革の正当性をアピールすると共に、大人しく改革に協力することのみが彼らが日本のためにできる唯一の道であることを論じたのである。さらに、他の記事では悪徳地主が名指して非難されており<sup>59)</sup>、地主の行動を相当厳しい目で見ているのである。

以上まとめると、『新岩手日報』は農地改革を成功させるために「地主=悪、小作=善」という前提で記事を掲載し、地主に押さえつけられていた小作農ら農

江刺郡	西磐井郡	東磐井郡	気仙郡	上閉伊郡	下閉伊郡	九戸郡	二戸郡	計
				4	1		16	32
	3	10	2	6	6	10	20	98
1	3	15	2	14	6	4	14	83
		8			1	17	12	57
	1	1		3	1	4	3	15



民に自発的な改革への参加を促すとともに、また地主自身の改革に逆行する行動を戒めようとしたのである。

#### 小 括

本章では農地改革における本県地主の動向について論じ、以下のことを明らかにした。地主にとって農地改革はまさに没落のきっかけに他ならず、それまで蓄えていた富は最小限に抑えられ、世間からの冷ややかな視線を受けた。地主たちはできる限り被害を最小限に食い止めようとあらゆる行動を起こした。人口の少ない岩手県が行政訴訟件数全国2位だったということ、県農地委員会が市町村農地委員会を代行した件数が全国1位であったということは、地主が自分たちに有利な状況を作り上げようと行動を起こした結果であった。結果的に地主の抵抗は失敗に終わるが、岩手県における農地改革は絶対的な力を持っていた地主とのめまぐるしい利害衝突の中で断行されたのである。

#### IV 小作農と農地改革

前章では、岩手県の農地改革における地主の行動を検証したが、本章では、地主と対極的な立場にあった小作農に注目し、彼らの目線から見た農地改革を考察してみたい。

##### 1 小作争議と戦前の小作農

第I章でも述べた通り、改革前、小作地を抱える農家は全体の60%も存在し、半分以上の農民が直接的に地主の影響下にあった。農地改革以前の土地制度では、小作農は収穫物の約半分を小作料として取られ、農作物の再生産に必要な余剰生産物はもちろんのこと、生活に必要な必要生産物でさえも小作料の名目で地主に支払ってきたのである。

また、改革前の小作農がどのような状況にあったのか小作争議に注目すると、小作争議を通じて小作農の要求が受け入れられるケースは極めて少なく、大半が妥協という形で決着した(表9)。当時、小作農を擁護する法整備が整っていなかったことも関係するが、この数字は実質的に小作農の勢力が弱く、地主の力が強かったことの証左である。そもそも、小作争議自体の数も他県と比べると少なく、しかも、その内容の傾向も少々他とは異なっていた。通常、小作争議が発生

表9 小作争議年次別結果表

	昭和 6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	計
要求貫徹			2	9		7			1	19
妥協	5	3	8	20	35	64			37	172
要求不貫徹						3				3
未解決	2		1	2	2	2			13	22
計	7	3	11	31	37	76			51	216

出典) 岩手県農地改革編纂委員会『岩手県農地改革史』(1954年3月) 106頁。※昭和12年～13年のデータは記載されていない。

する場合、小作料をめぐる争いが熾烈となるが、本県の場合、小作料に関する争議はごく僅かで、最初から小作地取上げについての争議が圧倒的に多かった。これは、小作農の立場が極めて弱かったために小作料の減額や減免の要求ができず、地主が都合よく小作農を取り込んだため小作料に関する争議が起きなかったのである。このように、地方的にも経済的にも劣悪な環境におかれた小作農が小作争議を起こすのは、生活の唯一の拠り所である土地を失う場合においてのみだったのである。以上、戦前における小作農の立場が極めて弱かったことを明らかにした。

##### 2 農民運動の盛隆と衰退

前節において、戦前小作農が非常に弱い立場であったことを指摘したが、農地改革期になると小作農の間にも自立の意識が芽生え、積極的に行動する小作農が多くなった。戦後、日本全体は深刻な食糧危機に見舞われ、農民は供出を強要され、供出を怠る者に対しては強権が発動された<sup>60)</sup>。また、当時県南で相次いで大規模な水害が発生し、農作物はもとよりインフラも壊滅した。以上のように県内の農村が混乱している中、地主が小作地解放を見越して貸付小作地の取上げに狂奔したのである。そして、かかる地主の動きに対する危機感が農民組合急増の要因となり<sup>61)</sup>、昭和22年時点では、農民組合の組織は上閉伊郡、下閉伊郡と気仙郡を除いた県内全体で165団体であり、組合員数も5万人を超え全農家戸数11万戸のうち約45%を占めるようになったのである。本県の農民組合は日農系一本で組織され、昭和22年前後に組合活動の最盛期を迎えた<sup>62)</sup>。当該期には、県農地委員選挙において過半数を日農系で占め、前述のように東北協議会、全国協議会の有力ポストに多くの本県日農系委員を送り込んだのである。農地改革の実施段階に入り、地主が小作地の取上げを始めると、組合の幹部が小作人の利害を代弁して



地主に対抗した。また、未買収の土地の処理などを県に陳情するなど、当該期の農民組合の活動ぶりはそれまで抑圧されていた感情を地主にぶつけているかのようでもあった。その結果、刈分制度・名子制度が行われていた県北地方においても、名子であった小作人が農地委員会会長や農地委員に選ばれ、真っ向から地主と対決したのである。

しかし、その傾向も農地改革が進むにつれて勢いを失っていった<sup>63)</sup>。改革の大きな目標でもあった農地の買収、売渡しという自作農創設事業が一段落ついたことによって、小作農が自作農に変化し改革に対する関心が薄れたからである。加えて、農民組合自体が活動を自作農創設にのみ特化し、その後の目標を明確にしていなかったことも一因となった。県内の日農組織についても、昭和24年頃まではかろうじて日農岩手県連支部としてその形をとどめていたが、日農本部の統一派と主体性派の分裂<sup>64)</sup>によって、日農岩手県連支部も有名無実化し、自然消滅の方向へと向かったのである。

以上、本節では岩手県における農民組合の活動について論じ、本県農地改革は第Ⅱ章で言及した実施機関の力と、農民が自らの権利を勝ち取るために農民組合を結成したように、下から農地改革を支える力が存在したことにより一応の成功を収めたということと、その農民組合も改革が進むにつれて衰退の一途を辿ったことを明らかにした。

### 3 小作制度の改革

#### (1) 小作契約の文書化

小作契約とは、小作農が地主から土地を借りる際に取り交わされるものであり、従来の小作契約は全国的に単なる口約束が多く、本県の場合には特にその傾向が甚だしかった。口約束では契約の内容が不明確となり、この不明確さにより小作農は地主につけこみ隙を与えたのである。そこで、契約内容を書面で明確にすることにより、不要な争いや地主の勝手な行動を防止しようという動きが活発化した<sup>65)</sup>。農地改革では小作契約を結ぶにあたり文書契約をすることが規定され、昭和24年以降に推進されたのである。その結果、昭和30年までに全小作地の8割が文書による小作契約となった(表10)。

しかし、残りの2割の小作地に関しては契約の文書化が進まなかった。これは、地主が国の定めた最低5年という小作期間を早めて小作地取上げの回転率を早めようとしていたり、あるいはすぐに小作地を取上げようとしているため文書化に

表10 小作契約文書化進捗状況(昭和30年3月31日)

	田	普通畑	果樹園	桑畑	その他	計
小作契約対象地	49,270	25,346	126	17	30	74,789
文書化完了総面積	40,736	18,367	105	9	29	59,246

出典) 岩手県農林部農地課「農地改革十年の歩み」(1955年12月)16頁。

応じない者が多いことに起因していたからである<sup>66)</sup>。しかしながら、改革後に残された小作契約もそのほとんどが文書化されたことにより内容が明確となり、不要な小作料の支払いをしなくても済むようになったことは小作農の地位を向上させる画期的な足がかりであった。

#### (2) 小作料の金納化

長い間、本県の小作料は地主と小作人間の経済外の力関係で決定されていた。この小作農を苦しめてきた高額な物納小作料は農地改革によって法律で金納制に改正されたのではあるが、この制度には大きな欠点があった<sup>67)</sup>。金納制とはいっても従来の物納小作料額を単に通貨に換算したものを公定小作料と定めたために、高額な負担であることに変わりがなかったのである。そこで、岩手県は逸早く金納小作料を地力や立地条件に応じて等級別に改定することを決定した。昭和26年、県は「小作料改訂適正化実施要綱」を定め直ちにこれを実施することになった。全国に先駆けて行ったこの岩手県の小作料改訂事業はその後全国に広まり、昭和29年には全国一斉に実施されることになった<sup>68)</sup>。

#### 4 『新岩手日報』が伝える小作農の動向

本県11万の農家の中で約60%の農民が地主の影響下にあり、非常に弱い立場に置かれていたが、農地改革が進捗していく過程において、彼らはどのように取り扱われたのかを考察する。

第Ⅲ章でも触れた通り、『新岩手日報』では時代の流れもあって「地主=悪、小作=善」を前提として議論がなされていたが、一方で、小作農にばかり肩入れしているわけではなかった。昭和21年9月10日付の記事<sup>69)</sup>では、農地改革が農民の意思によって執り行われたのではないことを恥だとし、その上で今後の改革は農民自身の手で完遂することを望んでいた。また、昭和22年8月3日付の記事<sup>70)</sup>では、農地改革に関する法規を知ることが農民の義務であると呼びかけ、同年8月10日の記事<sup>71)</sup>でも農地改革に際して小作農が有する当然の権利が挙げられてお



り、改革を邪魔する者は排除せよと説いている。当時、小作農はメディアに触れる機会も少なく、法律に関しても詳しく知る術もなかったので『新岩手日報』は、農地改革の趣旨を伝えるために躍起となった<sup>72)</sup>。以上のように、昭和21年～22年の農地の買収が始まる前までの『新岩手日報』は小作農に自ら率先して農地改革の担い手となるよう強く迫ったのである。

改革が実施段階に入っても、基本的なスタンスは変わらず、農民は一致団結して改革に進進するように説き続けていた<sup>73)</sup>。しかしながら、昭和23年に入ると不正を働く農地委員会が目立ち始め、これを厳しく糾弾するようになった。昭和23年3月20日付の記事<sup>74)</sup>では、地主の抵抗に一定の理解を示しながらも、地主と共謀している農地委員会に対してためらわずリコールせよと激しい口調で批判した。また、昭和23年7月15日付の記事<sup>75)</sup>では、県内各地で農地委員会のリコールが行われていることを取上げ、改革が『新岩手日報』の思うように進んでいないことに苦言を呈していた。さらに、批判の矛先は農地委員会だけに止まらず、不正を働く農地委員を選出した、もしくは選出されることを許した小作農へと向かうことになった。つまり、それまで農地改革に対する小作農の積極的取り組みを全面的に支持する論調だったが、地主の反撃を許す小作農を戒める論調に変化していった。

改革が進むにつれて小作農の改革に対する関心が薄れると、改革によって農地を得たにもかかわらず、その土地を宅地に転換し、売り飛ばしたりするケースが多くなった。『新岩手日報』では、何のための農地改革だったのかと嘆く記事<sup>76)</sup>や、農民運動自体の衰退を戒める記事が次第に多くなっていった<sup>77)</sup>。また、それまでの農地改革が国有林の解放を視野に入れておらず、広大な国有林を抱える岩手県において田畑の解放だけでは完全な土地の解放にはならないという考えから、第2次農地改革が始まる前の昭和22年という早い段階から第3次農地改革の必要性を唱え続けた<sup>78)</sup>。しかし、その後の高度経済成長、農村の過疎化などの問題により第3次農地改革を行う意義は薄れ、ついに現実をみることはなかったのである。

#### 小 括

以上、本章では農地改革における小作農の立場について論じ、小作農が農地改革を契機にして活発な農民運動を展開したこと、彼らの多くが自らの土地を持つことによって自立の道を切り開き、残された小作農も契約の文書化と、小作料の

金納化により自己の生産基盤を強固なものにしたこと、そして、大半の小作農が自分の土地を持った瞬間に改革に対する興味関心を失ってしまったことを明らかにした。

#### おわりに

以上、岩手県における農地改革を統計的な分析も含め様々なアクターから考察してきたが、今回の研究で判明した点を大別すると以下の3点となる。

第一に、岩手県における農地改革は「自作農創設」といった点では成功したということである。改革の結果、全国で1,987,000町歩が解放され全耕作地の90%が自作地となり、純小作農は8%になった。とりわけ本県の場合は、刈分制度・名子制度が根強く残り、他地域よりも地主の力が圧倒的であるにもかかわらず、全耕作地の92%が自作地となり、純小作農は僅か2%に激減していることから数字的には全国と比べてもこの上ない結果だった<sup>79)</sup>。

第二に、本県における農地改革は、第Ⅱ章でも取上げた県農地部、県農地委員会の上から改革を指導する力と、農民組合の活動を通して農民が改革を下から支える力が相まって断行されたという点である。農地部は、行政的な立場から本県農地改革の全体構想を練り、県農地委員会は地主の脅威に晒されやすい市町村農地委員会を全面的にバックアップした。特に県農地部は講演会、新聞、ラジオなどを巧みに利用した啓蒙活動を行い農民の意識の高揚を急速に促し<sup>80)</sup>、その結果、それまでほとんど組織されていなかった農民組合が相次いで設立され、農民たちは自らの意思で改革に参画したのである。

第三に、農地改革は、地主、小作農の生活に大きな変化をもたらしたという点である。各地域で富と権力を掌握していた地主は、農地改革を境にして一瞬でその両方を失った。一方、小作農は地主の土地を手に入れ自作農として自立することができた。それまでの農村社会の勢力図は一変し、小作農たちは自作農に生まれ変わり農村の政治にも積極的に進出したのである。この構図は全国的にも言えるのかもしれないが、「日本一封建制の強い」岩手県においてもこの事実はあるのはまったのである。



## 注

- 1) 農地改革に関する研究は、今日的な視点から農地改革の研究動向を整理・俯瞰し、農地改革と農村社会の政治経済史的研究の課題と方法を明らかにした庄司俊作『日本農地改革史研究』（御茶の水書房、1999年）や、農地改革が日本の民主化に与えた影響、そして当改革が国民の民意によって推し進められたのか、それともアメリカの主導で行われたのかを研究した中村忠直『農地改革』（三友社、2004年11月）が挙げられる。また、農村経済に焦点を当て、地主・小作農の動向を研究した倉内宗一『地主・小作制の展開過程』（農林統計協会、1999年）などがある。
- 2) 特定の地域に焦点を当てた研究は、埼玉県の農地改革を事例に取り上げた西田美昭『戦後改革期の農業問題』（日本経済評論社、1994年2月28日）などがある。
- 3) 刈分制度とは、高率の小作料徴収制度のことである。地域によって多少差があるが、収穫物の約半分が地主に小作料として納められた。県北や北上山系など生産力が低く、閉鎖的な農村に多くみられた。
- 4) 名子制度とは小作農を地主に対して服従させ、屈從的な隷属関係を形成させていた制度である。一切の生産手段を所有しない農民が、地主の支配地域に居住しながら宅地、耕地、山林、原野、家畜、農具等を貸与される代償として賦役に服し、地主の絶対的な影響下におかれた。
- 5) 本研究では地主は主に寄生地主を指す。寄生地主とは土地を小作農に貸して耕作させ、それによって得る小作料に依存しながら生計を立てている地主である。自作農、自作兼小作、小作兼自作、小作農の区別は以下の通りである。

	自作	自作兼小作	小作兼自作	小作
経営耕作地の自己所有率	9割以上	5～9割未満	1～5割未満	1割未満

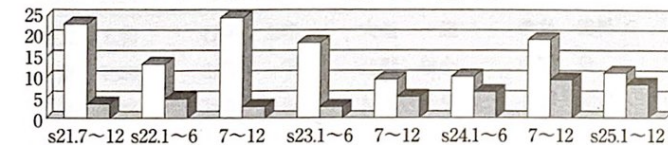
- 6) 長江好道〔ほか〕『岩手県の百年』山川出版社、1995年11月、241頁。
- 7) 1町歩は9,917平方メートル、つまり1ヘクタールとほぼ同じ面積であり、1反はその10分の1の面積である。
- 8) 岩手県『本県農家の統計的分析』岩手県、1951年8月、4頁。
- 9) 同上、21頁。
- 10) 同上、23頁。
- 11) 「牧野解放は農民の手で」『新岩手日報』、1949年7月29日。現在では紙名は「岩手日報」、社名は新岩手社から岩手日報社へと改名されている。終戦直後、岩手県内から発行されている新聞は当紙のみであり、事実上の県民紙であった。
- 12) 牧野については昭和22年から解放の対象に加えられ、買収が行われた。当時の本県総牧野面積は26万町歩であり、その内、自作地は4.8万町歩、小作地は3.6万町歩、その他国有地などが17万町歩であった。改革で買収された面積は2.7万町歩で、小作牧野が大部分を占めたのである。この他、国有牧野で県に貸し付けら

- れていたもの7.7万町歩のうち、3.6万町歩が解放された。更に、残りの約4万町歩のうち、3.8万町歩の利用権設定がなされた。
- 13) 前掲、『本県農家の統計的分析』13頁。
  - 14) 「いきまぐ縣農地委員会 知事不信任を表明」『新岩手日報』、1947年9月9日。
  - 15) 「農業協組結成のために」『新岩手日報』、1947年9月16日。当記事によれば、国分知事の県農地委員会の会長不信任案は県農地委員会が出す十か条の要求を知事が呑むという形で決着したようである。
  - 16) 小田耕一『農民知事・国分謙吉の生涯』熊谷印刷出版部、1960年。国分県政がいかなるものであったかは当誌が詳しく記述している。
  - 17) 岩手県農地改革史編纂委員会『岩手県農地改革史』岩手県自作農協会、1954年3月、118頁。
  - 18) 「農委の運営を正道に」『新岩手日報』、1948年4月24日。当記事は農地改革の実施機関である農地委員会の元締めは県農地課であると指摘している。
  - 19) 「農地委員会の活動」『新岩手日報』、1947年6月10日。「安すぎる農地委員会費」『新岩手日報』、1947年8月10日。「農地買取急げ」『新岩手日報』、1949年4月27日。また、当時県の歳入の4分の3を国庫に依存していたらしく、岩手県は慢性的な資金不足に悩んでいた（前掲、『岩手県の百年』235頁）。
  - 20) 丸山豊春は、農地部発足以前、小作官として小作調停や農村情勢の調査等に従事し、農地部発足と共に農地課課長に就任した。彼は、農民から絶大な信頼をおかれ、東磐井郡で開かれた農民組合の協議会では、丸山小作官を追放するようなことがあれば承知しないという意見書を当時の知事に突きつけたという記録も残っている。しかしながら、元々病弱であったこともあり昭和25年に現職のまま志半ばで死去した。
  - 21) 「自作農が目玉」『新岩手日報』、1946年9月10日。「農民の地位向上へ」『新岩手日報』、1946年9月11日。「牧野解放決まる」『新岩手日報』1949年4月18日。
  - 22) 前掲、『岩手県農地改革史』97頁。
  - 23) 1949年9月20日に行われた第2回県農地委員選挙では日農系委員が僅か2名に後退した。
  - 24) 前掲、『岩手県農地改革史』96頁。
  - 25) 同上。
  - 26) 同上、96頁。
  - 27) 同上。
  - 28) 同上、178頁。
  - 29) 同上、97頁。
  - 30) 同上、171頁。
  - 31) 同上、144頁。また、第2回市町村農地委員選挙は昭和24年8月18日に実施されたが、当時、既に農地買収の8割が終了していたため農民の改革に対する意識は薄れ、選挙に対する関心は非常に低かった。



- 32) 同上。  
 33) 「よき農地委員を選べ」『新岩手日報』、1946年12月18日。  
 34) 「改革阻む悪徳農委」『新岩手日報』、1948年7月15日。  
 35) 「安すぎる農地委員会費」『新岩手日報』、1947年8月10日。  
 36) 前掲、『岩手県農地改革史』172頁。  
 37) 同上。  
 38) 同上、264～265頁。  
 39) 同上、173～183頁。  
 40) 同上、67～69頁。大地主の中には、38代にわたって先祖代々守り続けた土地を失う地主もいた。  
 41) 「農地開放後の地主 山林が命の綱」『毎日新聞』岩手版、1948年3月30日、日刊。  
 42) 「百町歩の夢去りぬ」『新岩手日報』、1948年3月1日。  
 43) 前掲、『農地改革十年の歩み』13頁。  
 44) 同上。  
 45) 「農地改革の実施と各層」『新岩手日報』、1946年11月25日。  
 46) 前掲、『農地改革十年の歩み』13頁。  
 47) 同上。  
 48) 同上、14頁。  
 49) 同上。  
 50) 前掲、『岩手県農地改革史』237～238頁。  
 51) 同上、238頁。  
 52) 同上。  
 53) 同上、239頁。

54) 当紙の農地改革に対する関心は非常に高く、農地改革に関する記事、及び社説の数の推移は以下の通りであった。(□記事数/■社説)



- 55) 「悪地主跡たたず」『新岩手日報』、1946年8月11日。  
 56) 「激化の地主攻勢」『新岩手日報』、1948年2月14日。  
 57) 中には地主が進んで小作地を解放して小作人たちを喜ばせたといった美談も掲載されていた。「進んで土地を提供」『新岩手日報』、1947年6月6日。  
 58) 「農地改革は遠慮ではない」『新岩手日報』、1949年1月8日。  
 59) 「悪質地主に断」『新岩手日報』、1947年5月20日。  
 60) 占領初期の食糧危機をめぐる日本政府の政策決定について論じ、官僚主導の食

- 糧管理強化を明らかにした論文として小田義幸「占領初期における食糧危機と食糧管理強化の政治過程—食糧緊急措置令施行を中心に—」『法学政治学論究』(第61号)2004年、「占領初期における食糧管理強化と帝国議会—食糧緊急措置令事後承諾をめぐる政治過程—」『法学政治学論究』(第69号)2006年、がある。  
 61) 前掲、『岩手県農地改革史』86頁。  
 62) 同上、161頁。  
 63) 同上。  
 64) 同上、164頁。  
 65) 前掲、『農地改革十年の歩み』16頁。  
 66) 同上、17頁。  
 67) 同上、18頁。  
 68) 同上。  
 69) 「自作農が着眼」『新岩手日報』、1946年9月10日。  
 70) 「土地改革に対する農民の責任」『新岩手日報』、1947年8月3日。  
 71) 「土地改革を遅らせる分子に 農民は打ち勝てる」『新岩手日報』、1947年8月10日。  
 72) 農地改革に関して無知な農民にも分かりやすいように、地主の悪態を取り上げた上で、それに対する抵抗策を続けることによって具体的に小作農の持つ権利を知らしめる工夫をしていた。  
 73) 「年内に百%解放へ」『新岩手日報』、1947年8月10日。  
 74) 「地主攻勢と農地委員会」『新岩手日報』、1948年3月20日。  
 75) 「改革阻む悪徳農委」『新岩手日報』、1948年7月15日。  
 76) 「土地改革を乱す農家」『新岩手日報』、1949年11月16日。  
 77) 「日農連はこれでよいか」『新岩手日報』、1949年10月15日等。  
 78) 「第三次農地改革へ提言」『新岩手日報』、1947年6月11日、「零細農解消と開拓」『新岩手日報』、1947年6月15日。  
 79) 農林省農地部「農地改革執務参考 第22号」農林省農地部、1948年11月、16頁。岩手県における農地買収の成績は解放予定面積28,431町に対し第7期買収までで103パーセントの状況であった。  
 80) 同上、15頁。